○内閣府経済産業省令第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、特定商取引に関する法律施行規則及び家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

特定商取引に関する法律施行規則及び家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令

（特定商取引に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項、第七条第五号、第七条の四第二項、第十三条第二項、第十九条第三項、第二十二条第二項、第二十三条の三第二項、第二十八条第三項、第三十条第三項、第三十一条の三第二項、第三十二条第三項、第三十四条第五項、第三十六条第五項、第三十九条の二の二第二項、第四十三条第三項、第四十五条第四項、第四十六条の三第二項、第四十九条第三項、第五十三条第四項及び第五十五条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部改正）

第二条　家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令（平成二十一年内閣府経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

省　令

○文部科学省令第六号

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）の規定に基づき、並びにこの法律を実施するため、大学等における修学の支援に関する法律施行規則を次のように定める。

令和元年六月二十八日

文部科学大臣　柴山　昌彦

大学等における修学の支援に関する法律施行規則

（短期大学及び高等専門学校の専攻科）

第一条　大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の文部科学省令で定める短期大学の専攻科及び高等専門学校の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科（以下「認定専攻科」という。）とする。

（大学等の確認要件）

第二条　法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

一　大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む。）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第四条第一項において同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限る。）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。

二　大学等の設置者（国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第一号及び第四条第二項において同じ。）、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次条第一号において同じ。）及び学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。次条第二号イ及びロにおいて同じ。）（第四号ロ及び第四条第三項において「大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人」という。）に限る。）の役員（監事を除く。）のうちに、その任命又は選任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者（第三項において「学外者」という。）が二人以上含まれること。

三　大学等において、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価（イにおいて「成績評価」という。）の適正な管理に関する事項として次に掲げる事項を実施すること。

イ　毎年度、授業計画書（授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、成績評価の方法及び基準その他の授業の実施に関する事項を記載したものをいう。）を公表すること。

ロ　大学等が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位の授与又は履修の認定を行うこと。

ハ　学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるもの（以下「ＧＰＡ等」という。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行うとともに、別表第二備考第二号に規定する学部等ごとにＧＰＡ等の分布状況を把握すること。

ニ　卒業又は全課程の修了の認定に関する方針を公表するとともに、当該方針を踏まえ卒業又は全課程の修了の認定を行うこと。

四　次に掲げるものを公表すること。

イ　大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。）が関係法令の規定に基づき作成すべき財務諸表等（当該関係法令の規定に基づき財務諸表等の作成を要しないときは、貸借対照表及び収支計算書又はこれらに準ずる書類）

ロ　大学等の設置者（大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人に限る。）の役員（監事を除く。）の氏名が記載された名簿

ハ　学校教育法第百九条第一項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する点検及び評価の結果

ニ　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百七十二条の二第一項各号（同令第百七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあっては、同令第百八十九条において準用する同令第六十七条の規定による評価の結果及び様式第二号の申請書に記載すべき情報）

２　前項第一号の実務の経験は、その者の担当する授業科目に関連する実務の経験でなければならない。

３　学外者である役員が再任される場合において、その最初の任命又は選任の際現に大学等の設置者の役員又は職員でなかったときの第一項第二号の規定の適用については、その再任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者とみなす。

４　第一項第四号に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。